

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

諮問委員会からの答申書の発表

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）では、青少年の保護と健全な育成を目的とし、啓発・教育活動や認定制度を実施しております。

この度、有識者によって設置された諮問委員会*1 から 2012 年 3 月 31 日付で答申が発表されましたのでご報告させていただきます。

本答申は、2011 年 11 月 10 日に当団体の代表理事から諮問された第三者機関の「独立性」、「透明性」、「実効性」への取組について諮問委員会において評価・検証した結果となります。

詳細については以下答申書をご覧ください。また、諮問事項と答申書の概要は以下の通りとなります。

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構定款 4 条第（3）号及び 4 4 条に基づく第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して（答申）

http://www.ema.or.jp/organization/toushin_120331.pdf

EMA としましては、諮問委員会からの答申内容を厳粛に受け止め、今後理事会及び各委員会において改善策を検討し実行することにより、第三者機関としての独立性、透明性、実効性の維持、向上を図ってまいります。

【諮問事項と答申書の概要】

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき、組織運営の独立性について検討願いたい。

答申の概要

- ・理事会及び各委員会の人的独立性の確保については評価できる。
- ・市場構造に沿って大規模事業者の会費等収入が収入全体の半分以上を占めていることは、独立性が損なわれているとは認められないが、一般論的に望ましくない。
- ・行政機関の審議会等の委員等の兼任について独立性は損なわれていないが、今後とも専門的な知見を有する人材を広く求める努力が必要である。
- ・審査料金算定の明確化への改善については評価できる。
- ・行政や外部機関からの情報提供については、業務の参考としての利用であり独立性は損な

われていると認められない。

- ・委員会規則に関する定款改正については、理事会、各委員会間の独立性を強化させる点で評価できる。
- ・委員会間等の依頼と報告に関する書面による運営は、独立性、透明性を確保する上で重要なものと評価できるが、明文に関する規定等の検討が望ましい。

[改善を求める点]

以上の通り、全体として独立性は保たれていると評価できるが、以下の点について改善を図られたい。

- ・収入構造の多様化の方策を検討されたい。
- ・内部組織相互間の関係を定めた明文規定について、明文化の是非を含めて検討されたい。

2. EMA の活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について検討願いたい。

答申の概要

- ・EMA の Web サイトから認定・広報関連情報等多くの項目について詳細な情報が入手できることは十分に評価できる一方で、能動的でない人々向けの広報が十分なされているとはいえない。
- ・関係機関、団体等への個別に適切な広報手法と連携が十分かといった問題提起がなされた。
- ・広報の体制や方針の策定、改善のプロセス等が確立しているとはいえず、改善の必要性がある。

[改善を求める点]

以上より、理事会においては、担当組織の整備、行動計画の策定、効果の検証・改善プロセスの整備、予算措置など、広報に係る体制整備のための方策を検討されたい。

3. EMA の「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」における実効性について、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

答申の概要

- ・EMA の認定制度は、フィルタリングの改善を行うとともに、フィルタリングの普及に寄与するためのものであり、この目的を前提に検討を行った。
- ・コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の統計については、結果の重要性は踏まえつつも、主として成果をあげるためにどのような取り組みをすべきか、という視点から評価すべきだという認識となった。
- ・フィルタリング加入したうえでの児童の犯罪被害はごくわずかであることは、認定制度の実効性が高いと評価できる。
- ・フィルタリング未加入の児童が相当割合であるためその観点からは、実効性が十分ではないという見方も可能であり、引き続きフィルタリング普及の努力が必要である。
- ・審査・運用監視については、認定付与率 66.3%等の状況からみても厳正に行われていると判断できる。
- ・認定基準が適切な手続きで適宜改正されている状況は実効性の観点から高く評価できる。

- ・警察庁等からの情報提供に対して認定事業者より自己評価の提出を求める取組みとなっており、より実効的な運用監視体制となっていると認められる。

[改善を求める点]

以上の通り、全体として実効性は保たれていると評価でき、改善を求める点は特段認められない。

*1 諮問委員会の設置

総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」で取りまとめられた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」において提言されている「第三者機関の在り方」への対応として、2011年8月1日に第三者機関としての独立性、透明性を更に向上させ、認定制度の実効性をより強化することを目的に設置されました。

◆ 構成メンバー

- 委員長 園田 寿（甲南大学法科大学院 教授）
- 委員長代行 音 好宏（上智大学 教授）
- 委員 石田 幸枝（社団法人全国消費生活相談員協会 常任理事）
曾我 邦彦（安心ネットづくり促進協議会 副会長、
社団法人日本 PTA 全国 協議会 顧問）
曾我部 真裕（京都大学大学院 准教授）

- ◆ （総務省・報道資料）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_01000015.html

- ◆ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 定款

<http://www.ema.or.jp/soukai/teikan.html>

【参考】EMA組織構成図

<http://www.ema.or.jp/organization/soshikizu.pdf>

本プレスリリースに関するお問合せ先
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
事務局 広報担当：岸原、清水
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F
電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885
<http://www.ema.or.jp/>
e-mail:info@ema.or.jp